

## 公益財団法人小田原市体育協会ホームページバナー広告掲載基準

1 この基準は、公益財団法人小田原市体育協会ホームページ広告掲載取扱内規第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否を判断するものとする。

2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業類似の業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び社会更生法による再生更生手続き中の業者
- (8) 市区町村民税を滞納しているもの

3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- (6) 非科学的、または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会的に適切でないもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの